

町医療費助成制度について

この制度は、小学校就学前のお子さんや重度心身障害者、ひとり親家庭の方などが医療機関で支払われる自己負担額の一部を助成する制度です。

申請により、受診の際にかかった自己負担額から下記表の一部負担額を差し引いた額の半額（5歳から就学前までの幼児については差し引いた額の全額）をお返しします。

申請及び手続きをすることは住民課または溝口分庁舎総合窓口課です。

①対象となる方（伯耆町に住民登録をされている下記の方）

対象となる方	受給者が負担する額	申請に必要なもの
5歳（誕生月の翌月）から就学前までの幼児	通院 530円/1日 （通院は同一医療機関で月4回まで）	印鑑、健康保険証 領収書 通帳
18歳まで（18歳になった年の3月末まで）の子供を養育するひとり親家庭の扶養義務者とその子供（特別医療受給対象者を除く） * 児童扶養手当の所得制限以下であること	入院1,200円/1日 通院 530円/1日 （通院は同一医療機関で月4回まで）	印鑑、健康保険証 領収書 通帳 児童扶養手当証書
身体障害者手帳3～5級の交付を受けた方 （老人医療受給者、生活保護者を除く）		印鑑、健康保険証 領収書 通帳 身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
療育手帳B判定を受けた方 （老人医療受給者、生活保護者を除く）		
精神障害者保健福祉手帳2級及び精神保健法第32条の該当者 （老人医療受給者、生活保護者を除く）		

* 精神保健法第32条の該当者...精神障害の通院医療に必要な患者票の交付を受けておられる方。

②領収書について

領収書は受診者氏名、受診日、診療点数、医療機関名、支払金額が記載されたものが必要です。

薬局などで出されるレシートでは申請できません。その場合は、町の指定用紙に薬局などで記入してもらってください。指定用紙は住民課または溝口分庁舎総合窓口課にあります。また伯耆町のホームページ（<http://www.houki-town.jp/>）から取り出すこともできます。

【問合わせ先】 住民課 ☎ 68-3115